

令和 3 年度
肉用子牛保証基準価格
及び合理化目標価格
算定要領

生産局

令和 2 年 12 月

令和 3 年度

肉用子牛保証基準価格及び合理化目標価格算定要領

1. 保証基準価格

保証基準価格については、次の 5 種の品種区分を算定する。

・黒毛和種 ・褐毛和種 ・その他の肉専用種 ・乳用種 ・交雑種

肉用子牛の保証基準価格の算定に当たっては、平成 23 年度から平成 29 年度の 7 年間の支払利子・地代算入生産費を基礎とする。当該生産費については、小規模な肉用子牛経営の実態を踏まえつつ、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（以下「酪肉近」という。）で示している近代化を促進する方向に沿ったものに補正する。乳用種・交雑種のもと畜費については、更に乳用種価格の算定の見直しを行った平成 17 年度以降 13 年間の平均値に補正する。

保証基準価格は、これらの補正を行った生産費を基準価格（P0）とし、これに生産コストの変化率（I）、市場取引価格換算係数（m と k）、肉専用種（和子牛）については更に品種格差係数（D）を乗ずることにより算出する。

$$P = \{ (P0 \times I) \times m + k \} \times D$$

P : 令和 3 年度保証基準価格

P0 : 平成 23 年度～平成 29 年度の 7 年間の支払利子・地代算入生産費の平均値をベースに、酪肉近で示している近代化を促進する方向に沿ったものに補正した生産費（乳用種及び交雑種は、更に平成 17 年度以降 13 年間のもと畜費で補正）

I : 基準期間（平成 23 年度～平成 29 年度）に対する令和 3 年度の生産費の変化率

m と k : 肉用子牛（和子牛、乳用種及び交雑種）の農家庭先販売価格と市場取引価格との一次回帰関係から求めた係数及び定数

D : 黒毛和種子牛と褐毛和種子牛の市場取引価格の加重平均値と、肉用子牛（黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種）の市場取引価格との格差から求めた係数（品種格差係数）

(1) 基準価格（P0）の計算

① 和子牛（黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種）

平成 30 年の平均飼養頭数は 14.6 頭であるが、9 頭以下の農家数が全体の 6 割強であることに鑑み、全規模層の生産費のうち労働費を、平均飼養頭数が含まれる「10 頭以上層」の平均労働費に置換する。

基準期間の出荷月齢は 9.30 ヶ月、分娩間隔は 13.31 ヶ月であるが、酪肉近の経営指標（令和 7 年度に出荷月齢 8.0 ヶ月、分娩間隔 12.5 ヶ月）の達成に向けた令和元年度到達値（出荷月齢 8.95 ヶ月、分娩間隔 12.99 ヶ月）で補正した生産費とする。

② 乳用種

基準価格算定時（平成 30 年）の平均飼養頭数は 226.8 頭であり、和子牛と同様、全階層の労働費を当該頭数が含まれる「200 頭以上層」の平均労働費に置換する。また、もと畜費については、平成 17 年度から平成 29 年度の 13 年間の平均値とする。

基準期間の出荷月齢は 6.93 ヶ月であるが、酪肉近の経営指標（令和 7 年度の出荷月齢 6.0 ヶ月）の達成に向けた令和元年度到達値（出荷月齢 6.71 ヶ月）で補正した生産費とする。

③ 交雑種

基準価格算定時（平成 30 年）の平均飼養頭数は 106.7 頭であり、和子牛と同様、全階層の労働費を当該頭数が含まれる「100 頭以上層」の平均労働費に置換する。また、もと畜費については、乳用種と同様、平成 17 年度から平成 29 年度の 13 年間の平均値とする。

基準期間の出荷月齢は 7.84 ヶ月であるが、酪肉近の経営指標（令和 7 年度の出荷月齢 7.0 ヶ月）の達成に向けた令和元年度到達値（出荷月齢 7.63 ヶ月）で補正した生産費とする。

(2) 生産コストの変化率（I）の計算

平成 23 年度から平成 29 年度までの生産費から物価変動率を除いた費用の平均値に、平成 23 年度から平成 29 年度までの物価指数の平均値を乗じた値を分母とし、平成 25 年度から令和元年までの生産費のトレンドや直近の経済事情（穀物相場、為替等）を踏まえて推計した令和 3 年度の実生産費を分子として算出する。

(3) 市場取引価格換算係数 (m と k) の計算

① 和子牛 (黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種)

直近 7 年間 (平成 25 年 11 月から令和 2 年 10 月まで) における和子牛の農家庭先販売価格と市場取引価格 (黒毛和種・褐毛和種の加重平均価格) との一次回帰関係から算出する。

② 乳用種

直近 7 年間 (平成 25 年 11 月から令和 2 年 10 月まで) の乳用種雄子牛の農家庭先販売価格と市場取引価格との一次回帰関係から算出する。

③ 交雑種

直近 7 年間 (平成 25 年 11 月から令和 2 年 10 月まで) の交雑種子牛の農家庭先販売価格と市場取引価格との一次回帰関係から算出する。

(4) 品種格差係数 (D) の計算

直近 7 年間 (平成 25 年 11 月から令和 2 年 10 月まで) の黒毛和種子牛と褐毛和種子牛の市場取引価格の加重平均値と和子牛 (黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種) の品種毎の市場取引価格との格差から算出する。

2. 合理化目標価格

合理化目標価格については、次の5種の品種区分を算定する。

・黒毛和種 ・褐毛和種 ・その他の肉専用種 ・乳用種 ・交雑種

肉用子牛の合理化目標価格は、過去10年間の平均輸入牛肉価格（C）に関税率及び諸経費率（T）を乗じた価格と、輸入牛肉と国産牛肉との価格差（Q）を基に算出した輸入牛肉対抗価格（1kg当たりの価格）をベースとして算出する。

具体的には、輸入牛肉対抗価格を基に換算係数（uとv）を用いて肥育牛の農家庭先販売価格（1kg当たりの価格）を算出し、肥育牛の出荷体重（W）を乗じて、輸入牛肉に対抗できる肥育牛の価格を算定する。その上で当該価格から肥育に必要な合理的な費用（G）を控除して肥育農家の子牛購入価格を算出した上で、これに市場取引価格換算係数（mとk）、和子牛については更に品種格差係数（D）を乗ずることにより算出する。

$$P = \langle [\{ (C \times T \times Q) \times u + v \} \times W - G] \times m + k \rangle \times D$$

- P : 合理化目標価格
C : 輸入牛肉価格
T : 1 + 関税率及び諸経費率
Q : 輸入牛肉の部分肉価格と去勢肥育和牛、乳用雄肥育牛及び交雑種肥育牛それぞれの部分肉価格との比率（品質格差係数）
u と v : 国産牛肉の部分肉価格と肥育牛の農家庭先販売価格との一次回帰関係から求めた係数及び定数
W : 肥育牛の出荷体重
G : 肥育に要する合理的な費用の額
m と k : 肉用子牛（和子牛、乳用種及び交雑種）農家購入価格と市場取引価格との一次回帰関係から求めた係数及び定数
D : 黒毛和種子牛と褐毛和種子牛の市場取引価格の加重平均値と肉用子牛（黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種）の市場取引価格との格差から求めた係数（品種格差係数）

(1) 輸入牛肉価格 (C) の計算

直近 10 年間（平成 22 年 11 月から令和 2 年 10 月まで）の豪州産及び米国産牛肉の冷蔵品・冷凍品それぞれの平均輸入価格を、直近 1 年間（令和元年 11 月から令和 2 年 10 月まで）の輸入量比率でもって加重平均価格（ドルベース）を算定し、これに直近 5 年間（平成 27 年 11 月から令和 2 年 10 月まで）のドル円の為替相場の平均値を乗ずることにより算出する。

(2) 関税率及び諸経費率 (T)

算定年度の翌年度の関税率（現時点で令和 4 年度に想定される関税率、米国：24.1%、豪州：24.1%）、諸経費率（17%。うち輸入諸掛率 7%、消費税 10%）から算出する。

(3) 品質格差係数 (Q) の計算

直近 7 年間（平成 25 年 11 月から令和 2 年 10 月まで）の輸入牛肉の部分肉価格（豪州産牛肉及び米国産牛肉の加重平均価格）に対する、直近 7 年間（平成 25 年 10 月から令和 2 年 9 月まで）の国産牛肉の部分肉価格の比率を、去勢肥育和牛、乳用雄肥育牛及び交雑種肥育牛それぞれに算出する。

(4) 肥育牛換算係数等 (u と v、W)

去勢肥育和牛、乳用雄肥育牛及び交雑種肥育牛それぞれについて、直近 7 年間（平成 25 年 11 月から令和 2 年 10 月まで）の 1kg 当たりの部分肉価格と、1kg 当たりの農家庭先販売価格との一次回帰関係から算出する (u と v)。1 頭当たりの農家庭先販売価格は、1kg 当たりの農家庭先販売価格に、1 頭当たりの出荷体重 (W) を乗ずることにより算出する。

(5) 肥育に要する合理的な費用の額 (G) の計算

令和元年生産費調査を基に合理化を織り込んだ「去勢若齢肥育牛生産費」、「乳用雄肥育牛生産費」及び「交雑種肥育牛生産費」それぞれについて、もと畜費以外の費目について、物価変動率を除いた値に、直近 3 ヶ月の物価指数の平均値を乗じて算出する。

(6) 市場取引価格換算係数 (m と k) の計算

① 和子牛 (黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種)

直近 7 年間 (平成 25 年 11 月から令和 2 年 10 月まで) の和牛肥育農家の子牛購入価格と市場取引価格 (黒毛和種・褐毛和種の加重平均価格) との一次回帰関係から算出する。

② 乳用種

直近 7 年間 (平成 25 年 11 月から令和 2 年 10 月まで) の乳用種肥育農家の子牛購入価格と市場取引価格との一次回帰関係から算出する。

③ 交雑種

直近 7 年間 (平成 25 年 11 月から令和 2 年 10 月まで) の交雑種肥育農家の子牛購入価格と市場取引価格との一次回帰関係から算出する。

(7) 品種格差係数 (D) の計算

1 の (3) と同じである